



長野県報

6月1日(月)
平成27年
(2015年)
第2678号

目次

規則

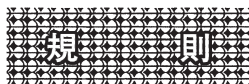
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課) 1

告示

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 2
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(建築住宅課) 2
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の業務の委任(建築住宅課) 3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) 3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 4

公告

長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定の案の縦覧(自然保護課) 4
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) 4
皆伐面積の限度(森林づくり推進課) 5
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課) 5



規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年 6 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第39号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の規定に基づき建設部建築住宅課に置かれる建築主事は、次に掲げる審査又は確認を行うものとする。

- (1) 地階を除く階数が5以上であり、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上である建築物の計画に係る法第6条第4項に規定する審査若しくは確認又は法第18条第3項に規定する審査
- (2) 建築物の計画が法第6条の3第1項ただし書に規定する特

定構造計算基準若しくは同項ただし書に規定する特定増改築構造計算基準又は法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは同項ただし書に規定する特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査

第2条第2項中「前項」を「前項各号」に改める。

第3条第2項中「第4条の8第1項第5号」を「第4条の8第1項第4号」に改める。

第25条中「第10条第2項」を「第10条第4項」に改める。

第37条第1項及び第2項中「(6)及び(44)から(51)」を「(7)及び(45)から(50)」に改める。

附則第4項中「同条第1項」を「同条第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課